

## ふるさと宮崎応援寄附金管理業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

宮崎県（以下「県」という。）が申込受付を行う、ふるさと宮崎応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）のうち、返礼品の発送管理等の業務により、ふるさと納税による寄附金額の増加、本県及び県産品のPRを図ることについて、企画提案を募り、企画提案競技に参加した事業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

### 2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者（共同企業体での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、本業務に適した事業者と随意契約を締結する。

### 3 業務委託の概要

#### (1) 業務の名称

ふるさと宮崎応援寄附金管理業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「ふるさと宮崎応援寄附金管理業務委託仕様書」による。

### 4 参加資格要件

次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)～(9)いずれにも該当する者とする。

(1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された者又は過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務実績を有する者

(2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

- (4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者
- (8) 国税及び都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

## 5 委託経費

172,004,850 円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

※委託経費の支払方法については、年 4 回（6 月、9 月、12 月及び翌年 3 月を予定）の均等に分け、概算払とする。

※本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

## 6 日程（予定）

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 実施公告    | 令和 8 年 3 月 6 日（金）          |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時まで |
| (3) 参加申込期限  | 令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 5 時まで |
| (4) 企画書提出期限 | 令和 8 年 3 月 23 日（月）正午       |
| (5) 業者決定    | 令和 8 年 3 月 24 日（火）         |

## 7 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書（様式第1号）」を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領13の場所
- (2) 提出期限 令和8年3月19日（木）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和8年3月19日（木）午後5時必着とする。）
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
  - ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）
  - ③ （代理人を選定した場合）委任状（様式第3号）

## 8 質問及び回答

- (1) 提出場所 本要領13の場所
- (2) 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵便、電子メール又はFAXとする。ただし、持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。  
また、質問には様式第4号を用いること。
- (4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則2営業日以内に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加者全員にメールで通知する（質問者名は公表しない。）。

## 9 企画書等提出

- (1) 提出書類
  - 1 提案者1案（A4版）とし、下記①から⑫を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。企画書は、原本1部、コピーを5部用意すること。
  - ① 企画提案競技申請書（様式第5号）
  - ② 会社概要（様式第6号）  
（共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること）
  - ③ 業務の実施体制（様式第7号）
  - ④ 総括責任者、担当者の役割（様式第8号）
  - ⑤ 業務フロー（様式第9号）
  - ⑥ 業務や返礼品についての基本的な考え方（様式第10号）

- ⑦ 提案者自らによるサービスの提案書（様式第 1 1 号）
- ⑧ 業務に要する経費（様式第 1 2 号）
- ⑨ 送料の料金表（任意様式）
- ⑩ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 1 3 号）
- ⑪ 納税証明書（国税及び都道府県税に未納がないことの証明）
- ⑫ 見積書及び見積明細書
  - （ア）各経費の内訳が分かるように記載すること。
  - （イ）宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

## （2）企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領 1 3 の場所
- ② 提出期限 令和 8 年 3 月 2 3 日（月）正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和 8 年 3 月 2 3 日（月）正午必着とする。）

## 1 0 審査

書類審査とし、提出された企画書について、最も優れた提案をした 1 者を選定する。

なお、審査は県職員で行い、審査基準は、「ふるさと宮崎応援寄附金管理業務委託仕様書」及び「審査基準」による。

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

## 1 1 その他

- （1）提出された資料は返還しない。
- （2）企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- （3）本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- （4）選考結果については、全参加業者に書面（Eメール）にて連絡する。
- （5）決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。  
なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- （6）決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上、変更する場合がある。なお、内容を変更した場合は、再度見積書を提出する。
- （7）契約の相手方は、契約保証金として契約額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則

第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(8) 見積書の再聴取

## 1.2 特記事項

当業務委託においては、宮崎県の令和8年度予算が措置された場合のみ委託が可能となるため、予算が成立しない場合には、公募に係る一切について、いかなる効力も発生しない。この場合においても、企画提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

## 1.3 書類提出先

〒880-8501

所在地 宮崎市橘通東2-10-1

部署 宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局  
国際・経済交流課 物産・海外展開担当

電話 0985-26-7591

FAX 0985-26-7327

メール [furusato@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:furusato@pref.miyazaki.lg.jp)